

「展示会を活用した産学連携促進事業」管理運營業務委託
仕様書

1 趣旨

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、MICE開催はオンライン化が新たな手法として活用されている中、見本市・展示会は依然としてリアル開催の意向が強く、高い経済波及効果やイノベーション創出効果が期待される。

ついては、名古屋市の産業特性等を活かした新たな見本市・展示会の開催に向け、見本市・展示会を活用した産学連携を促進するためのピッチイベント*を実施し、イノベーションの創出や交流人口の増加に伴う経済波及効果の創出といった都市経済の活性化を図る。

※ピッチイベント：オープンイノベーションを実践する場のひとつ。一般的には、ベンチャー企業やスタートアップが集まりアイデアや技術を短時間でプレゼンし、資金調達やパートナー企業とのマッチングなどを行うイベント。

2 契約期間

契約締結の日から令和6年3月31日まで

3 委託業務内容

(1) 産学連携ピッチイベントの企画・運営・開催

ア イベントプログラムの策定

- ・公益財団法人名古屋観光コンベンションビューロー（以下、「ビューロー」という。）と協議の上、ピッチイベント形式を踏まえた産学連携ピッチイベントプログラムを企画すること。
- ・イベントは後述する展示会の開催期間中に実施することとし、開催期間中3日間は毎日行い、1日あたり最低1時間は実施すること。また、イベント実施場所は展示会場内にブース（想定4コマ）を確保したうえで、イベントに必要な展示物及び装飾や備品等（机・椅子・映像音響機器などイベントを実施するうえで必要となる一切の備品・消耗品）を用意すること。（展示会への申し込みから使用料支払いにかかる一連の手続きも受託者が行う。）
- ・イベント参加者は、以下の者を対象とすること。
 - i 大学教授等の有識者（准教授も可。また、教授等に付随して大学院生等の学生が参加することも可とする。）
 - ii 展示会に出展している企業の社員、及び展示会に来場している企業の社員
なお、事業開発部門担当者、事業決定権のある者、新事業開発部門や新ビジネス創出に意欲のある社員である方が望ましい。
- ・イベントでは、大学教授等の参加者と企業からの参加者の両方が、それぞれ自身の研究内容や技術の特徴・将来可能性などを発表（プレゼン）するプロ

グラムとすること。

- ・イベントは参加者のマッチングが実現されやすいようにプログラムに工夫を施すこと。
- ・イベントプログラムの企画・実施にあたり、十分な知識と経験を有した全体コーディネーターを置くこと。また、イベント当日は、運営スタッフを必要数配置すること。

※産学連携ピッチイベントの実施場所となる展示会

- ・名称：ビューティーワールド ジャパン名古屋
- ・会期：令和5年7月24日（月）～26日（水）
- ・時間：10～17時
- ・会場：ポートメッセなごや 第1展示館
- ・主催：メッセフランクフルト ジャパン株式会社

イ イベントの事前準備

- ・イベント参加者を募集するため、効果的な広報を計画し、実施すること。
- ・イベント参加者のうち、大学教授等と企業社員の双方から、事前にそれぞれ数名の参加者を選定したうえで、ピッチイベントが効果的に実施されるよう事前に打ち合わせを行うこと。その際に、必要があれば、アドバイザー等を置き、有識者や企業社員のサポートを行うこと。

ウ イベントのアフターフォロー

- ・イベントプログラムの効果測定として有効な指標を設定し、測定すること。
- ・ピッチイベントの成果としてマッチングが実現されることを目指し、イベント参加者のアフターフォローを行うこと。

エ その他自由提案

- ・上記以外に、本事業の趣旨を達成するために受託者において実施可能なことがある場合は提案すること。

(2) その他

- ・提案者とビューローとの役割分担など、実現可能な業務推進体制、具体的なスケジュールを定めること。

4 業務の報告

- (1) 受託者は、業務終了後、令和6年2月末までに、業務内容及びその会計に関する報告書をビューローに提出し、令和6年3月31日までに完了検査を受ける。
- (2) 業務内容報告書は、イベントの企画・開催・運営の記録、イベント後のアフターフォローの記録、本業務による成果の記録など、ビューローと協議したうえ

で、履行した業務内容を正確かつ簡潔に取りまとめること。併せて、報告書の内容を簡潔にまとめたパワーポイントも作成すること。

5 受託者の責務

- (1) 本業務を遂行するにあたり、参加者との間で生じたトラブル等については、受託者が責任を持って対応すること。
- (2) 受託者は、業務上必要な事項を熟知の上、法令規則、本仕様書、別記にある特約条項等及びビューロー職員との協議により業務を行うこと。
- (3) 一括再委託の禁止 受託者は、本事業の全部を一括して再委託できない。なお、本事業の適正な履行を確保するため、受託者が本事業の一部を再委託する場合には、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額について記載した書面を提出し、ビューローの承認を受けること。
- (4) 信用失墜行為の禁止 受託者は、名古屋市及びビューローの信用を失墜する行為をしてはならない。再委託を行った場合は、再委託先も同様とする。
- (5) 受託者は、本事業において知り得た情報について、管理・保管に十分留意するとともに、外部へ漏洩させないこと。再委託を行った場合は、再委託先も同様とし、その管理監督責任は受託者が負うものとする。また、別記「公益財団法人名古屋観光コンベンションビューロー個人情報取扱注意事項」を遵守すること。
- (6) 本業務における成果物及びその著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条までに規定する権利をいう）は、無償でビューローに帰属するものとする。中間成果物として納品された図面や写真等は、契約期間中であっても受託者の承諾無く自由に使用でき、期間以降も同様に使用できるものとする。
- (7) 本業務における成果物は、著作権等の処理を済ませた上で納入すること。なお、著作権等に関する紛争が生じた場合は、すべて受託者の責任と負担で対応すること。
- (8) 他者の著作権等を侵害することのないよう、十分配慮すること。
- (9) 妨害又は不当要求に対する届出義務 受託者は、契約の履行にあたって、暴力団又は暴力団員等から妨害（不法な行為等で、業務履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。）を受けた場合は、発注者へ報告し、警察へ被害届を提出しなければならない。また、受託者が前項に規定する妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、前項の報告 5 又は被害届の提出を行わなかった場合は、競争入札による契約又は随意契約の相手方としない措置を講じることがある。
- (10) 障害者を理由とする差別の解消の推進 受託者は、本件業務を履行するに当たり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「法」という。）及び愛知県障害者差別解消推進条例（平成27年愛知県条例第56号）に定めるもののほか、障害を理由とする差別の解消の推進に関する名古屋市

職員対応要領（平成 28 年 1 月策定。以下「対応要領」という。）に準じて、不当な差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供その他障害者に対する適切な対応を行うものとする。また、適切な対応を行うに当たっては、対応要領にて示されている障害種別の特性について十分に留意するものとする。なお、受託者は、本件業務を履行するに当たり、本件業務に係る対応指針（法第 11 条の規定により主務大臣が定める指針をいう。）に則り、障害者に対して適切な対応を行うよう努めなければならない。

- (11) 本事業の実施にあたっては、事前にビューローと十分に調整すること。
また、受託期間中を通じ、進捗状況や今後の進め方等について逐次ビューローに報告するとともに、必要に応じて打合せを実施すること。
- (12) 受託期間中は、業務の経過全般を常に把握している専任の担当者（ビューローとの連絡調整担当者）を配置し連絡調整、打合せ等を実施すること。
- (13) 本事業を遂行する上で必要な一切の経費は、受託者が負担すること。

6 その他

- (1) 受託者は、ビューローが実施する事業を把握し、それぞれの事業と連携して相乗効果を発揮するよう努めること。
- (2) 本仕様書は委託内容の概要を示すものであり、その他軽微な事項及び本書に記載のない事項であっても、契約金額の範囲内で実施すること。
受託者は、業務上において疑義が生じた場合はビューローに報告し、協議の上で業務を遂行すること。なお、ビューローと受託者の協議にかかる最終判断はビューローが行うものとする。
- (3) ビューローが提供した資料については業務終了時まで返却すること。
- (4) 提案書の作成にかかる経費については、提案者の負担とする。なお提出された提案書は返却しないものとする。
- (5) 審査結果は、ビューローのホームページにて公表する。
- (6) 契約締結業者は宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団員の統制下にある団体でないことが条件とする。